

平成 29 年 12 月 22 日

## 宍粟市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

宍粟市農業委員会  
会長 森 本 弘 昭

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

宍粟市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の営農が盛なことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携して、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宍粟市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

また、本指針の達成状況及びその他の社会情勢等を踏まえ取り組みを検証し、3 年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選後の新体制移行後に速やかに見直しを行うことを原則とするが、その他の特別な事情により見直す必要が生じたときは、その限りでないものとする。

### 第2 具体的な目標と推進方法

#### 1 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 遊休農地の解消目標 10ha（1 年間）
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期に関わらず適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と講評の迅速化を図る。

- ② 農地中間管理機構との連携について
  - ア 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付けの意向のある者については、速やかに同機構へ連絡する。
- ③ 非農地判断について
  - ア 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 担い手への農地利用集積目標 12ha（1年間）
- (2) 担い手への農地利用集積に向けた推進方法
  - ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて
    - ア 各地区の「人・農地プラン」の作成・見直し時に積極的に関与する。
  - ② 農地中間管理事業の推進
    - ア 市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングによる農地中間管理事業の活用を推進する。
  - ③ 農地の利用調整について
    - ア 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整等を推進する。

## 3 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進目標 1経営体（1年間）
- (2) 新規参入者の促進に向けた推進方法
  - ① 関係機関との連携について
    - ア 市、県、農協、自治会、農会等との連携により情報の収集に努める。
  - ② 国、県及び市等の補助金、助成金等の支援体制を広報し、新規参入を促進する。
  - ③ 農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農を促進する。
  - ④ 農業委員会のフォローアップ活動について
    - ア 新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後の技術指導や経営改善への指導・助言等を積極的に行い、後見人等の役割を担う。